

米子工業高等専門学校 令和6年度「高専生の海外活動支援事業」 支給基準

令和6年6月19日

教務委員会決定

令和6年2月2日に国立高等専門学校機構より通知のあった「令和6年度高専生の海外活動支援事業」における支援金（以下、「本支援金」という）の米子工業高等専門学校（以下、「米子高専」という）での支給基準について以下のとおり定める。

1. 本支援金は海外活動に参加する米子高専学生（本科生及び専攻科生）に支給する。
本支援金は予算を使い切った時点で支給を停止する。
2. 本支援金の支給要件は以下のとおりとする。
 - ・ 共通：海外での活動に関して非常に強い意欲・関心を持っていること。
帰国後に実施される報告会にて研修内容を報告すること。
 - ・ 短期派遣：
 - (1) 現地滞在日数が15日未満の海外活動に参加すること。
 - (2) 1, 2年生は直近の定期試験における総合点の学年順位が上位3分の2以内であること。2年生の後期中間試験実施後においてはコース順位とする。
 - (3) 3, 4年生は直近の定期試験における総合点のコース順位が上位3分の2以内であること。
 - (4) 5年生は直近の定期試験における総合点の学科順位が上位3分の2以内であること。
 - (5) 専攻科生は直近の定期試験における総合点の専攻内順位が上位3分の2以内であること。
 - ・ 長期派遣：
 - (1) 現地滞在日数が15日以上海外活動に参加すること。
 - (2) TOEIC L&R 550（英検2級、TOEFL iBT 42）相当以上の語学力を有すること
3. 本支援金の支給金額は以下のとおりとする。
 - ・ 短期派遣： 6万円
 - ・ 長期派遣： 10万円
4. 本支援金の支給を希望する場合は、渡航前に以下の書類を提出し、国際交流支援室長の許可を得ること。

- 一 海外活動支援事業支給申請書
- 二 本支援金の振込先口座の通帳の写し等
なお、振込先口座は学生本人のものに限る。
- 三 海外活動内容のわかる資料
- 四 長期派遣の場合、支給要件を満たしていることを確認できる書類

5. 上記項目によりがたい場合は、国際交流支援室が決定する。